

## 令和7年度第9回三春町農業委員会議事録

- 1 令和7年11月20日（木）午後3時30分より三春町役場2階大会議室において令和7年度第9回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 9名

1番 大津早苗	3番 増子義男	4番 橋本文夫
5番 八木沼孫一	6番 武内徹	8番 門馬稔治
9番 大内昌子	10番 佐久間稔	12番 渡邊重吉
- 3 欠席委員 4名

2番 佐藤一八	7番 新田俊男	11番 渡辺良一
13番 影山忠夫		
- 4 事務局からの出席者 2名

事務局長：遠藤晃	事務局次長：近内信二
----------	------------
- 5 審議案件

議案第37号	現況確認証明申請について
議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第39号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第40号	三春町農用地利用集積計画について
- 6 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 7 議長指名により議事録署名人を選任した。

3番 増子義男 委員	4番 橋本文夫 委員
------------	------------

## 9 議事

- 事務局長： それでは、議事に入ります。
- 職務代理の議長でよろしくお願ひいたします。
- 議案第37号 現況確認証明申請について**
- 議 長： 「議案第37号 現況確認証明申請について」を議題とします。
- はじめにNo.1について、事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。
- 場所は、下舞木のもてき商店から南へ100mの地点です。
- 事務局： (議案説明)
- 現地調査をした3番増子委員から現地調査の結果を報告してください。
- 議 長： 3番 増 子 義 男 委員、現地調査報告
- 委 員： 31月11日午前9時10分から、内藤推進委員、増子推進委員及び事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
- 申請地は、急なのり面となっており、耕作できる状況でなく非農地証明の対象と判断されます。
- 以上、現地調査の報告といたします。
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
- この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。
- 議 長： 続いて、No.2について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。
- 場所は、沢石5区集会所から南西へ150mのところです。
- 事務局： (議案説明)
- 現地調査をした10番佐久間委員から現地調査の結果を報告してください。

- 委 員： 10番 佐久間 稔 委員、現地調査報告
- 委 員： 11月14日午後1時から、佐久間喜栄推進委員、佐久間正光推進委員及び事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
- 申請地は、約2mの雑草が茂っており、長らく農業を営んでいる様子はありませんでした。今後、活用見込みも無く、さらに荒廃していくものと推測されますので非農地証明の対象と判断されます。
- 以上、現地調査の報告といたします。
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
- この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

### 議案第38号

### 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議 長： はじめにNo. 1について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
- 場所は、沢石5区集会所から南西へ約500mのところです。
- 事務局： (議案説明)
- 議 長： 現地調査をした10番佐久間委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委 員： 10番 佐久間 稔 委員、現地調査報告
- 委 員： 11月14日午後1時15分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
- 申請地は、耕作・草刈り等が行われ適正に管理されていることから許可することに異議は無いものと思われます。
- 以上、現地調査の報告といたします。
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
- この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。

- 議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。
- 議長： 続いてNo. 2について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。  
場所は、町営沢田バス停から南西へ約500mのところです。
- 事務局： (議案説明)
- 議長： 現地調査をした10番佐久間委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委員： 10番 佐久間 稔 委員、現地調査報告
- 委員： 11月14日午後1時30分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、草刈等は行われておりませんでしたが、今後は譲受人が適正に管理するとしていることから、許可することに異議はないものと思われます。  
以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

### 議案第39号

### 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議長： 「議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
- No. 1について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を宅地に転用しようとするものです。  
場所はミニストップ三春上舞木店から北西へ200mのところです。
- 事務局： (議案説明)
- 議長： 現地調査をした3番増子委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委員： 3番 増子 義男 委員、現地調査報告

- 委 員： 11月11日午前9時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。
- 申請地については、東西と北側を公衆用道路、南側を宅地と田に囲まれております。
- 周辺は宅地化しており、南側の農地とは段差もあり影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われます。
- 以上、現地調査の報告といたします。
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
- この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。
- 議 長： 続いてNo. 2について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
- 場所は、下舞木2区集会所から西へ約500mのところです。
- 事務局： (議案説明)
- 議 長： 現地調査をした3番増子委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委 員： 3番 増子義男 委員、現地調査報告
- 11月11日午前9時20分から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。
- 申請地については、東側を公衆用道路、南側を宅地、北側と西側を畠に囲まれております。
- 北側の畠は耕作されておらず、西側の農地とは段差があり影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われます。
- 以上、現地調査の報告といたします。
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
- この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いてNo. 3について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の賃借権を設定しようとするものです。  
場所は、桜ヶ丘交差点から南東へ約300mのところです。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした2番佐藤委員が欠席ですので、事務局から現地調査の結果を報告してください。

事務局： 11月10日午前9時から、佐藤委員と現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地については、北側と西側を原野、南側を畠、東側を太陽光発電設備に囲まれております。  
南側の農地は耕作されておらず、影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われます。  
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

8番委員： 太陽光発電設備は排水の問題がある。土砂崩れを防ぐためにも側溝を設ける必要があるのではないか。

事務局： 町ではガイドラインを設けており、担当課に伝えたい。

議長： その他、質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可相当とすることにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

#### **議案第40号 三春町農用地利用集積計画について**

議長： 「議案第40号 三春町農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき諮問があったので、審議するものです。場所は、下舞木地区農業集落排水処理施設の南東側に130mのところです。

事務局： (議案朗読)

議長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし。

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この案件について、異議なしとすることに、ご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議長： 本日の審議案件は以上でありますので、第9回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

10 令和7年度第9回三春町農業委員会を午後4時10分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議長 渡邊重吉

3番委員 増子義男

4番委員 橋本文夫